

議 会 第 1 号

30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に
係る意見書

上記意見書を別紙のとおり、新発田市議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和6年6月21日

提出者	新発田市議会議員
	三 母 高 志
	比 企 広 正
	小 柳 はじめ
	加 藤 和 雄
	中 村 こ う
	渡 邊 喜 夫

新発田市議会議長 宮 崎 光 夫 様

30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など、解決すべき課題が山積しています。また、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、教員の増員や少数職種増員の増員・配置増など教職員定数改善が不可欠です。

2021年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられ、計画通りに進捗すれば、2025年度に完了となります。今後は、小学校に留まることなく、中学校・高等学校での早期実施と、きめ細かい教育活動をすすめるために、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。国の施策として定数改善にむけた財源保障のためにも、国庫負担制度の堅持、さらには国庫負担率2分の1への復元が必要です。また、ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

- 1 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、教員の増員や少数職種の増員・配置増など教職員定数改善を推進すること。
- 2 中学校での35人学級を早急に実現すること。また、さらなる学級編制標準の引き下げを検討し、30人以下とすること。
- 3 自治体で国の標準を下回る「学級編制標準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。
- 4 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義

務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元すること。

- 5 教職員の処遇について、新規採用を持続的に確保し、専門性を発揮し意欲をもって働くことができるよう、改善に必要な財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年6月21日

新潟県新発田市議会

(提 出 先)

衆議院議長 様

参議院議長 様

内閣総理大臣 様

財 務 大 臣 様

文部科学大臣 様

総 務 大 臣 様